

(当センター事務局が公表資料をもとに作成)

経産省・環境省合同専門家会合（第1回）の概要について（要旨）

- △ 国際社会は、来年12月パリ開催の気候変動枠組条約第21締約国会議(COP21)において、2020年以降の気候変動に関する国際枠組みに合意することとしており、全ての国はCOP21に十分先立って（準備できる国は15年第一四半期までに）自主的に決定する2020年以降の約束草案を提出することになっています。
- △ 日本の現行目標は、2020年排出量を05年度比3.8%減としていますが、原子力発電による温室効果ガス削減効果を含めず設定した暫定的な目標です。今後、エネルギー政策やエネルギーミックス検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することになっています。
- △ 日本の約束草案については、提出時期も含め、エネルギー政策や国内の検討状況等を踏まえて検討することとされており、9月の国連気候サミットにおいて、安倍総理もできるだけ早期の草案提出を目指す旨表明されました。その作業を加速化すべく、経産省・環境省合同会合において審議を進めることになりました。
- △ 2020年以降の国際枠組みに関する日本の主な意見は以下の通りです。
 - ・ 2015年合意は、各国が自主的に決定した約束等を基礎として、全ての国が参加すべきであり、先進国途上国の二分論は支持しない。
 - ・ 約束自体は国際的な法的拘束性の対象とすべきでないが、以下の義務を負うべき。
 - ① 定量化可能な約束草案の提出（国によっては定性的約束提出も検討）
 - ② 約束達成に向けた対策の実施
 - ③ 事前協議と事後レビューを受けること

以上